

平成28年度神戸大学基金緊急奨学生応募要項

神戸大学基金により、不慮の出来事に対応する奨学金として、本人の学資を主として負担している者（本人を除く。以下「学資負担者」という。）が死亡したとき、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたとき、並びに本人若しくは学資負担者が勤務する会社等の倒産・解雇・病気による就労困難等によりやむを得ず失職・退職した場合で、修学及び生活が著しく困難であると認められる者に対し、修学・生活支援を目的として、本学に在籍する学生を対象とした奨学金として一時金を給付する「神戸大学基金緊急奨学生」の応募要項を次のとおり定める。

1. 給付金額

給付金額：一時金として25万円

2. 申請条件

本学に在籍する学部学生及び大学院学生（特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生を除く。）で、次の一に該当し、修学及び生活が著しく困難である者。

(1) 学資負担者が死亡したとき

(2) 本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたとき

(3) 本人若しくは学資負担者が勤務する会社等の倒産，解雇，病気・事故等による就労困難等によりやむを得ず失職・退職したとき（会社経営者，自営業者が倒産・破産したとき等を含む。）

3. 申請書類

(1) 神戸大学基金緊急奨学生申請書（所定様式）

(2) 不慮の出来事を明らかにする書類

(3) 家庭収入状況を証明する書類

(4) その他、神戸大学学生委員協議会（奨学小委員会）が提出を指示する書類

4. 申請受付期間

不慮の出来事が発生した時点から、3ヶ月以内に申請書類を本人が学務部学生支援課奨学支援グループに提出する。

5. 選考

提出書類に基づき、神戸大学学生委員協議会（奨学小委員会）が選考する。

6. 採否決定及び通知

選考に基づき、神戸大学学生委員協議会が採否を決定の上、学長が応募者に通知する。

7. 奨学金の給付方法

一括支給する。（申請日の翌々月又は3ヶ月後の予定）

8. 奨学金の返還

奨学生が当該年度途中で、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 退学又は転学したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 学業成績が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

9. 奨学金の辞退

奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

10. 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 退学又は転学しようとするとき
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき

11. 報告書の提出

奨学生は、受給日から1年以内に修学成果の概要及び奨学金の使途等を記載した報告書(所定様式)を学務部学生支援課奨学支援グループに提出しなければならない。

12. その他

申請者は、神戸大学の使命、憲章、ビジョンの内容を把握すると共に、神戸大学基金の趣旨を理解して申請することが望まれる。

〈本件照会窓口〉
学務部学生支援課奨学支援グループ
Tel. 078-803-5431 Fax. 078-803-5209
E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp